第十二条の次に次の一条を加える。

（報告書作成に関する指針）

第十三条　都市計画対象新都市基盤整備事業に係る法第四十条の二の規定により読み替えて適用される法第三十八条の二第一項の規定による報告書の作成については、選定指針等省令第三十六条から第三十八条の規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第三十六条中「対象新都市基盤整備事業」とあるのは「都市計画対象新都市基盤整備事業」と、選定指針等省令第三十七条第一項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画対象新都市基盤整備事業」と、「対象新都市基盤整備事業」とあるのは「都市計画対象新都市基盤整備事業」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画事業者」と、同条第二項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画対象新都市基盤整備事業」と、「対象新都市基盤整備事業」とあるのは「都市計画対象新都市基盤整備事業」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画事業者」と、「事業者の」とあるのは「都市計画事業者の」と、「対象新都市基盤整備事業」とあるのは「都市計画対象新都市基盤整備事業」と、同条第二項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「対象新都市基盤整備事業」とあるのは「都市計画対象新都市基盤整備事業」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画事業者」と読み替えるものとする。

（流通業務団地造成事業が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第二十六条　流通業務団地造成事業が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る当該流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第二十条」を「第三十五条」に改め、同条を第十二条とする。

第七条第一項中「第十九条」を「第三十四条」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第六条第二項」に、「第二条第一項」を「第十九条」を「第三十四条」に改め、同条を第十一条とする。

第六条第一項中「第十八条」を「第三十三条」に、「第二条第二項から第五項まで」を「第十七条第二項から第五項まで」に、「第二条第二項から第四項まで」を「第十七条第二項から第四項まで」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第六条第二項」に、「第二条第一項から第四項まで」を「第十七条第一項から第四項まで」に、「第十八条」を「第三十三条」に改め、同条を第十条とする。

第五条中「第十三条から第十七条まで」を「第二十九条」に、「第十五条」を「第三十条」に、「第十六条」を「第三十一条」に、「選定指針等省令第十七条第一項」を「同条第三項中「第一種流通業務団地造成事業」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業」と、選定指針等省令第三十二条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第四条中「第四条から第十二条まで」を「第十九条から第二十七条まで」に、「第四条中」を「第十九条中」に、「第五条第一項」を「第二十条第一項」に、「選定指針等省令第六条第一項」を「同項第二号中「対象流通業務団地造成事業」とあるのは「都市計画対象流通業務団地造成事業」と、選定指針等省令第二十一条第一項」に、「から第八項までの規定」を「及び第六項」に、「第七条」を「第二十二条第一項」に、「選定指針等省令第八条第一項」を、同条第二項中「事業者」とあるのは「第二十四条第一項」に改め、「第九条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象流通業務団地造成事業」とあるのは「都市計画対象流通業務団地造成事業」と」の下に「、同条第二項中「対象流通業務団地造成事業」とあるのは「都市計画対象流通業務団地造成事業」と、同項及び第四項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と」を加え、「、同条第四項から第六項までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と」を削り、「第十条第一項」を「第二十五条第一項及び第二項」に改め、「、同条第四項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と」を削り、「同条第五項及び第六項」を「同条第四項」に、「第十一条中」を「第二十六条中」に、「第十二条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第三条中「第三条」を「第十八条」に、「対象流通業務団地造成事業」とあるのは「都市計画対象流通業務団地造成事業」を「対象流通業務団地造成事業に」とあるのは「都市計画対象流通業務団地造成事業に」に改め、同条を第七条とする。

第二条第一項中「第二条第一項」を「第十七条第一項」に、「対象流通業務団地造成事業」とあるのは「都市計画対象流通業務団地造成事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」を「対象流通業務団地造成事業」という。」とあるのは「都市計画対象流通業務団地造成事業」という。」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象流通業務団地造成事業に」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項第二号」と」の下に「、「対象流通業務団地造成事業の」とあるのは「都市計画対象流通業務団地造成事業の」と、「対象流通業務団地造成事業が」とあるのは「都市計画対象流通業務団地造成事業が」と」を加え、「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に改め、同条第二項中「第二条第一項から第四項まで」を「第十七条第一項から第四項まで」に改め、同条を第六条とする。

第一条の二第一項中「流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十七号。以下「選定指針等省令」という。）第一条の二」を「選定指針等省令第十六条」に改め、同条第二項中「第一条の二の」を「第十六条の」に、「第一条の二第一項第二号及び第四号」を「第十六条第一項第二号及び第四号」に改め、同条を第五条とする。

第一条中「環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。第二条第一項において「令」という。）」を「令」に、「環境影響評価法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）

第一条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の十二の項の第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業が都市計画に定められる場合における当該第一種事業（以下「都市計画第一種流通業務団地造成事業」という。）に係る環境影響評価法（以下「法」という。）第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、都市計画第一種流通業務団地造成事業が実施されるべき区域の位置及び都市計画第一種流通業務団地造成事業の規模（都市計画第一種流通業務団地造成事業の施行区域の面積をいう。以下同じ。）とする。

（計画段階配慮事項に係る検討）

第二条　都市計画第一種流通業務団地造成事業に係る法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項の規定による計画段階配慮事項についての検討については、流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める